

第1 交通安全対策・広報啓発事業

1 交通事故発生状況

(1) 三重県内の発生状況

- 平成29年中の交通事故死者数は、86人で、14人減少し、統計が残る昭和29年以降過去最少となった。
【全国ワースト順位】
- ・ 死者数15位
- ・ 人口10万人あたり死者数9位（4.76人）
- 物損事故、総事故件数は増加したが、人身事故件数、負傷者数は減少した。

【平成29年中の交通事故発生状況【平成28年確定値・平成29年暫定値】】

区分	総事故件数	人身事故				物損事故	
		件数	うち 死亡事故件数	死者数	負傷者数		
平成29年中	62,004件	5,440件	83件	86人	7,112人	56,564件	
平成28年中	61,032件	6,038件	98件	100人	8,158人	54,994件	
増減	数	972件	-598人	-15件	-14人	-1,046人	1,570件
	率	1.6%	-9.9%	-15.3%	-14.0%	-12.8%	2.9%

【交通死亡事故の特徴】

- 高齢死者が10年連続4割以上を占める。
 - ・ 高齢の死者数は37人（構成率43.0%）で、前年と比べ15人減少した。（前年52人、構成率52.0%）
- 交通弱者（歩行中・自転車乗用中）が約5割を占める。
 - ・ 交通弱者の死者数は41人（構成率47.7%）で、前年と比べ8人減少した。（前年49人、構成率49.0%）
 - ・ 歩行中26人（前年比-11人）、自転車乗用中15人（前年比+3人）
- シートベルトの非着用者が約6割を占める。
 - ・ 四輪乗車中の死者35人中、非着用者は20人（非着用率57.1%）で、非着用者のうち10人がシートベルトを着用していれば助かったと推定される。
（前年は死者34人中、非着用者は13人、非着用率38.2%）
- 飲酒運転の根絶に至っていない。
 - ・ 原付以上第1当事者の事故71件中、飲酒運転は5件（構成率7.0%）で前年と比べ4件増加した。
（前年86件中1件、構成率1.2%）

(2) 全国の交通死亡事故発生状況

全国の交通事故死者数は3,694人（前年比-210人）で、統計を開始した昭和23年以降で最少となった。
一方、全死者数に占める65歳以上の高齢死者（2,020人）の割合が54.7%と高水準で推移しているほか、未だ飲酒運転等の悪質・危険違反に起因する交通事故が後を絶たないなど、交通事故情勢は依然として厳しい状況にある。

2 交通事故死者数の抑止目標

(1) 全国の目標

国が策定した第10次交通安全基本計画では、平成32年までに交通事故死者数を2,500人以下、死傷者数を50万人以下とし、「世界一安全な道路交通を実現する」という目標を掲げ、今後も引き続き交通事故死者の更なる減少に取り組んでいくこととしている。

(2) 三重県の目標

三重県交通安全対策会議（会長 三重県知事）が策定した第10次三重県交通安全計画（平成28年度～平成32年度）では、計画最終年（平成32年）までに交通事故死者数を55人以下、死傷者数7,300人以下にするという目標を掲げ、今後も人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない社会を目指し、交通事故死者等の一層の減少に引き続き取り組むこととしている。

3 交通安全対策、広報啓発事業の推進

当協会は、「地域と住民に密着した活動」、「地域住民に共感が得られる活動」、「協会の顔の見える活動」を基本に掲げ、県民の理解を得る活動を積極的に推進していく。

特に、平成20年度から取り組んできた「女性部活動の拡大・強化」、「中・高校生の交通マインドの高揚」及び「子ども・高齢者・障がい者等交通弱者の交通安全対策」の三対策を重点に関係機関、団体等と緊密な連携の下、継続的に推進し、目標の達成を目指すこととする。【別添資料P11 別表1参照】

(1) 思いやりとゆずりあいでの交通事故をなくす年間運動

期間：平成30年1月1日（月）から同年12月31日（月）までの1年間

スローガン「思いやる やさしい心で 走る三重」

～気持ち良い 運転マナーの 美し国～

(2) 年間重点目標（三重県交通安全対策協議会と連携した目標）

- ① 高齢者の交通事故防止
- ② 子どもの交通事故防止
- ③ 横断歩道における歩行者優先の徹底
- ④ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底
- ⑤ 飲酒運転の根絶
- ⑥ 自転車の安全利用の推進
- ⑦ 夕暮れ時の早めのライト点灯の推進
- ⑧ 反射材の普及促進
- ⑨ 違法駐車^のの追放
- ⑩ その他、特に定めて取り組む事項

(3) 各季交通安全運動及び交通安全強化日等における運動

ア 各季の交通安全運動等

- | | | | |
|------------------------|-----------|---|-----------|
| ① 春の全国交通安全運動 | 4月 6日（金） | ～ | 4月15日（日） |
| ② 夏の交通安全県民運動 | 7月11日（水） | ～ | 7月20日（金） |
| ③ 秋の全国交通安全運動 | 9月21日（金） | ～ | 9月30日（日） |
| ④ 年末の交通安全県民運動 | 12月 1日（土） | ～ | 12月10日（月） |
| ⑤ 夕暮れ時、ちょっと早めのライト・オン運動 | 10月 1日（月） | ～ | 12月31日（月） |

イ 交通安全強化日

- | | |
|-----------------------------|------------------|
| ① 交通事故死ゼロを目指す日 | 全国交通安全運動期間中に実施予定 |
| ② 交通安全の日 | 毎月 11日 |
| ③ 高齢者の交通安全の日（セーフティ・シルバー・デー） | 毎月 21日 |
| ④ 自転車安全対策強化日（セーフティ・バイクル・デー） | 毎月 第一月曜日 |
| ⑤ 三重県飲酒運転0をめざす推進運動の日 | 毎年12月1日 |

(4) 交通安全対策、広報啓発活動の内容

ア 交通安全対策の3本柱

- ① 横断歩道における歩行者優先の徹底

交差点では、信号を遵守するほか、一時停止や徐行等を必ず行い、安全確認を徹底するとともに、横断歩行者の有無に注意して、横断歩道における歩行者優先意識の高揚を図る。

② シートベルト・チャイルドシート着用の推進

事業所及び幼稚園・保育園に対して協力を求め、「シートベルト着用推進事業所」「チャイルドシート着用推進幼稚園・保育園」を指定し、従業員、園職員及び園児の父兄等への広報や実地指導を通じてシートベルト及びチャイルドシート着用意識の高揚を図る。

③ 夜光反射材の普及促進

高齢者交通安全アドバイザーらによる高齢者宅戸別訪問を実施して、反射材・チラシを配付してその有効性を説明するとともに、交通安全指導を行う。

また、自転車通学の中・高生を対象に、反射材の取付け活動を通じて、その普及促進を図る。

イ 広報啓発活動

○ 交通安全街頭広報啓発活動

各季の交通安全運動及び交通安全強化日並びに交通死亡事故等重大特異事故再発防止のための緊急活動の日において、広報車による交通安全広報、街頭・通学路等における交通安全指導・広報活動を実施するとともに、大型店舗、ドライブイン等においてチラシや啓発物品等の配布を通じて、交通安全意識の高揚を図る。

○ マスメディア等を活用した広報啓発活動

ラジオ、ケーブルテレビ、新聞等の広報媒体を活用し、計画的かつタイムリーに実施し、交通安全意識の普及を図る。

○ 機関誌、ホームページ等を活用した広報啓発活動

協会機関誌「交通安全みえ」又は各地区協会のオリジナルの「交通安全だより」を発行するほか、ホームページに交通安全活動実態や交通関係法令の改正内容等を掲載し、交通安全広報の周知を図る。

また、交通事故統計「交通安全のために」を作成し、交通関係機関、団体への配布を通じて交通事故防止を図る。

○ 地域フェスタ・キャンペーン等による広報啓発活動

各季の交通安全運動期間中、大型店舗等において、「交通安全クイズ」、「反射材の効果体験」、「飲酒ゴーグルを使用した酒酔い体験」、「自転車シミュレーター」の体験、「交通事故写真」の展示、「交通安全子ども約束免許証」「交通安全キーホルダー」の作成、「白バイとの写真撮影」等を行い、地域イベントにも積極的に参加し、交通安全意識の高揚を図る。

○ 新入園児、新入学児童に対する広報啓発活動

新入園児、新入学児童の交通事故防止に資する交通安全用品（ランドセルカバー等）を贈呈し、交通安全意識の高揚を図る。

○ 飲酒運転の根絶（ハンドルキーパー運動）

STOP！飲酒運転～「三重県飲酒運転0（ゼロ）をめざす条例」～が県民運動として定着するよう、従来から取り組んできた「ハンドルキーパー運動」を推進するとともに、飲食店及び事業所に対して協力を求め、飲酒運転をさせない「ハンドルキーパー運動推進店又は事業所」に指定し、来店客や従業員への周知広報を通じて、飲酒運転根絶の意識の高揚を図る。

○ 自転車安全利用の推進及びTSマークの普及促進

自転車利用者に、自転車の交通ルール（自転車安全利用5則）及び正しい走行を身につけていただくた

めに、「自転車シミュレーター」を活用した自転車安全教室を開催するほか、自転車通学の多い中学校を「自転車安全利用モデル校」に指定し、自転車安全利用の意識の高揚を図る。

また、三重県自転車協同組合と協働して自転車の安全点検を行い、参加者らにT Sマークの必要性を説明し、その普及促進を図る。

○ 無事故・無違反チャレンジ123運動

県民の交通マナーの向上と交通事故防止を目的に、三重県が主催する「無事故・無違反チャレンジ123運動」に、当協会もその構成団体として、123日間の無事故・無違反を競うコンテストに参加する。

○ 交通安全ポスター・作品展

市・町が主催する「児童交通安全図画ポスター展」に協賛し、優秀作品（地区会長賞）の表彰を行うとともに、作品を掲示して交通安全意識の高揚を図る。

○ 盲導犬募金の贈呈

中部盲導犬協会と協働し、県下の協力店舗に「ラブ募金箱」を設置（65ヶ所）して、集まった募金を同協会に贈呈し、盲導犬の育成支援を通じて、視覚に障がいを持つ方々の交通安全に寄与する。

(5) 交通安全教育及び各種競技会の開催

ア 交通安全教室（講習会）

幼稚園、保育園、小学校及び中学校に出向き、交通安全に関するDVDの上映や講話を行うほか、横断歩道の安全な渡り方や自転車の安全利用などの実地指導を行い、交通ルールや交通マナーの醸成と高揚を図る。

また、老人クラブの会合、地区コミュニティ集会等の機会を活用して、交通安全に関するDVDの上映や講話を行い、交通安全意識の高揚を図る。

イ 事業所に対する講習会

事業所等に出向き、従業員（新入社員を含む。）対象の交通安全講習会等を開催し、交通安全に関するDVDの上映や講話を行い、交通ルールや交通マナーの醸成と高揚を図る。

ウ 交通安全研修センター事業

三重県の指定管理者として、指定管理者制度 第5期（平成28年4月から平成33年3月末日）の3年度目は、「来て・見て・体験してみよう！」という参加体験型の交通安全教育を更に充実させていく。

このため、幼児から高齢者までの全ての県民を対象とする体系的な交通安全教育の推進を基本として、特に高齢者の利用増進を図る。

○ 基本的な推進事業

- ・パーク&バスライドを中心とした高齢者対象研修の拡大
- ・参加・体験・実践型の交通安全研修事業
- ・指導者養成・資質向上事業

○ 具体的成果目標

- ・一般利用者数 43,000人
- ・団体利用者数 5,500人
- ・高齢者研修 500人
- ・指導者養成・資質向上講座受講者数 1,700人
- ・研修により行動変容・意識変容があったと回答した受講者の割合 100%

を達成目標と設定し、事業実施に当たって進捗状況を管理し、目標の達成に努める。

エ 第52回交通安全子ども自転車三重県大会（7月7日）

小学生に交通ルールやマナーの修得などを通じて交通安全意識の醸成を図り、交通事故防止に繋げるこ

とを目的に開催する。競技は、「団体の部」及び「個人の部」があり、学科テスト及び安全・技能走行テストを実施し、成績優秀団体（個人）を表彰する。

なお、団体優勝チームは、8月に開催される第53回交通安全子供自転車全国大会に県代表として出場する。

また、参加者には「自転車安全運転模範者認定証」を交付し、自転車安全運転への意識付けを図る。

(6) 交通安全資器材の斡旋・販売

- | | |
|-----------------------|---------------|
| ア 交通安全教育DVD等の斡旋・販売 | キ 高齢者マーク等の販売 |
| イ チャイルドシートの貸出 | ク タッチくんの貸出 |
| ウ 大型紙芝居・ストッピャー着ぐるみの貸出 | ケ クイックアームの貸出 |
| エ 酒酔い体験ゴーグルの貸出 | コ クイックステップの貸出 |
| オ 反射ゴーグルの貸出 | サ ミニ制服の貸出 |
| カ 交通事故写真パネルの貸出 | |

(7) 交通安全施設の点検

- ア 交通事故多発地点及び通学路等の安全施設の点検
- イ カーブミラー、街路灯の清掃及び点検
- ウ 児童を交通事故から守るための交差点等へのストップマークの表示
- エ 交通事故多発地点の道路改良等を関係機関に要望（交通モニター制度の活用による会議の開催）

4 交通安全功労者・優良運転者等及び交通安全俳句・川柳作品コンクールの表彰

(1) 交通安全功労者・優良運転者等の表彰

- ア 各地区交通安全協会交通安全大会（5月～6月）
 - ・ 県協会会長・三重県知事・警察本部長の連名表彰
- イ 三重県交通安全県民大会（12月）
 - ・ 中部管区表彰～中部交通安全協会協議会会長・中部管区警察局長の連名表彰
 - ・ 交通栄誉章「緑十字銅章」表彰～（一財）全日本交通安全協会会長表彰
- ウ 交通安全国民運動中央大会（1月）
 - ・ 交通栄誉章「緑十字金章」「緑十字銀章」～（一財）全日本交通安全協会会長・警察庁長官の連名表彰
 - ・ 交通安全優良団体等～（一財）全日本交通安全協会会長表彰

(2) 交通安全俳句・川柳作品コンクール表彰

第15回交通安全俳句・川柳作品コンクールは、

- ・ 募集期間 平成30年6月～9月
- ・ 募集対象 県内在住者及び県内就勤者
- ・ 募集部門 俳句部門（一般の部、学生の部）
川柳部門（一般の部、学生の部）
- ・ 表彰対象 最優秀賞 各部門1人
優秀賞 各部門2人

とし、優秀作品は三重県交通安全県民大会（平成30年12月開催）の席上で表彰伝達する。

第2 三重県交通安全活動推進センターの活動

1 道路交通法第108条の31の定めに基づく「三重県交通安全活動推進センター」としての活動

(1) 交通の方法、交通事故防止等交通の安全に関する広報啓発活動

交通安全運動等の実施時には、マスメディアを活用した広告広報を行うほか、年間を通じて各地域で開催されるフェスタ、交通安全キャンペーン等の会場における広報啓発、自転車安全利用の推進、TSマークの普及促進、夜光反射材の普及促進等の各種活動を推進し、交通事故の防止に寄与することとする。

(2) 交通事故に関する相談対応

県民からの交通事故に関する相談を適切かつ確実に対応するため、

- ・ 毎日（土・日・祝日を除く）午前9時から午後4時まで電話相談
- ・ 毎週木曜日（祝日を除く）午前9時から午後4時まで相談員による面接相談（予約制）
- ・ 毎月第三木曜日（祝日を除く）午後2時から午後4時まで弁護士による面接相談（予約制）

を実施し、利用率アップを図るため、交通安全みえなどの機関誌のほか、各種広報紙・ホームページ等を効果的に活用して、そのPRを図ることとする。

(3) 道路における工作物又は物件の設置の状況についての調査事業

警察署長の委託を受け、道路使用許可にかかる「許可条件の履行状況」及び「原状回復状況」について、現場責任者の立会を求める等して、現場調査・確認を確実に実施し、道路使用の適正確保と事故防止のための活動を推進することとする。

(4) 地域交通安全活動推進委員協議会の育成活動

地域交通安全活動推進委員協議会の活性化を図るため、各地区代表委員等を対象に定期的に研修会を開催するなどして、各委員のスキルアップと活動の充実を図ることとする。

2 交通の安全と円滑を目的に実施する支援活動

(1) パーキング・メーター及びチケット発給設備の管理に係る事業

三重県公安委員会から委託を受けて実施している四日市・津・松阪・伊勢に設置のパーキング・メーター（151駐車枠）及びパーキング・チケット（15基・93駐車枠）の管理について、巡回監視活動を強化するとともに、従事する職員に対する教養を徹底し、

- ・ 機器作動手数料の収納、納入に関する適正化
- ・ 現場における広報、指導・誘導活動を積極的に実施するとともに、通報制度の活用を強化して不正利用の防止を図り、円滑な交通流の確保と事故防止
- ・ 警察署担当者や関係業者との連携を密にし、適正な機器の管理及び休止機器の早期復活等を推進することとする。

(2) 自動車保管場所標章登録に係る事業

三重県警察本部長の委託を受けて実施している保管場所標章登録業務に対し、

- ・ 関係機関・団体と地区交通安全協会との緊密な連携をさらに強め、業務の適正化
- ・ 迅速適正な登録と標章の早期交付
- ・ 個人情報保護の徹底を期し、適正な処理

等の推進を図ることとする。

第3 運転免許に関する事務事業

1 運転免許関係事務事業

三重県公安委員会からの委託業務である「運転免許関係事務」は、運転免許センター及び各警察署の窓口職員を配置し、運転免許に関する事務を行っているが、委託業務を適正かつ迅速に履行するため、研修会の開催・情報交換を行う等、職員の教養・技術のレベルアップに努める。

2 免許更新情報提供事務事業

三重県公安委員会からの委託業務である「運転免許証更新情報提供事務」及び「高齢者講習情報提供事務」は、免許事務課に職員を配置し、適正な業務の推進に努める。

3 運転免許証及び運転経歴証明書の郵送事務事業

各地区交通安全協会窓口において、要請により運転免許証及び運転経歴証明書の郵送業務を実施し、運転免許

更新者及び運転免許返納者の利便を図るとともに、更なる会員加入の促進につなげる。

4 三重県収入証紙の販売事業

申請者等の利便性を図るため、三重県から証紙販売の指定を受けて、運転免許申請（新規、更新、併記等）時における免許関係手数料、停止処分者講習における手数料並びに道路使用許可等各種申請に係る手数料の証紙販売を運転免許事業部及び各地区交通安全協会で行っている。

5 運転免許保有者及び取得しようとする者に対する講習事業

(1) 更新時講習事業

三重県公安委員会からの委託事業である優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習及び初回更新者講習並びに特定任意講習を運転免許センター及び各地区で実施している。

本事業を適正かつ迅速に履行するために、講習管理センターによる巡回教養、講習指導員研修会、職員の総合運用等を実施する。

(2) 停止処分者講習事業

三重県公安委員会からの委託事業である停止処分者講習を運転免許センターで実施している。

本事業を適正かつ迅速に履行するために、業務検討会の開催等により講習指導員の更なる資質向上に努めるほか、年々減少傾向にある受講者数に対応すべく、業務全般について効率的な運営が可能な体制等の整備に努める。

(3) 原付講習事業

三重県公安委員会からの委託事業である原付講習を運転免許センター及び紀州地区（尾鷲、熊野、紀宝）で実施している。

本事業を適正かつ迅速に履行するために、各種教養を実施するほか、業務全般について効率的な運営が可能な体制等の整備に努める。

第4 自動車学校教習等運営事業

1 自動車学校の現況

自動車学校の運営は、少子化の更なる進展に加え、若者の運転免許取得に対する無関心化・車離れ、県内外の低料金・短期卒業を売りとした合宿教習への流出等により、県内の指定自動車教習所間での教習生獲得競争が激化するなど、経営を取り巻く環境は一層厳しさを増している。

こうした情勢の下、社会情勢、地域情勢の変化を的確に判断しつつ、過去のデータを基に利用者の求めている方向を見定め、更なる業務改善に心掛け、効率的な事業を展開していく。

また、地域の交通安全教育センターとして、幼稚園児・小中高校生を対象とした交通安全教室、身障者安全運転競技会、各種フェスティバル等の交通安全啓発活動を地域住民と連携して積極的に開催することにより、自動車学校に対する理解とイメージアップを図り、(一財)三重県交通安全協会の運営する自動車学校としての責任と社会的使命を果たすものとする。

また、三重中央自動車学校運営ビジョン「お客様満足、職員満足、地域満足」に則り、安全・安心で円滑な交通社会を実現するため、適切な教習・講習業務を積極的に展開する。

なお、昨年度中、入校者数が激減したことから、スケジュール管理による短期卒業対策を推進し、より多くの教習生の獲得を図るほか、クレーム・ゼロ、学科・技能教習合格率の向上など自動車学校総合対策を実施するものとする。

2 各種講習事業

三重県公安委員会から委託を受け、

- (1) 高齢者講習 (月曜日、火曜日、水曜日、金曜日に実施)
- (2) 違反者講習 (木曜日に実施)

- (3) 取消処分者講習 (月・火曜日、木・金曜日に実施)
- (4) 初心運転者講習 (毎月第二水曜日に実施)
- (5) 取得時講習 (適宜)
- (6) 認定講習 (適宜)

を実施している。指定講習機関として講習指導員の更なる資質の向上と適正な講習の推進に努めることとする。
※上記とは別に企業講習も積極的に実施している。

3 交通安全教育センター活動

交通安全教育センターとして、地域における安全で安心な交通社会を実現するため、地域の交通安全ニーズに基づき、

- (1) 四季の交通安全運動期間中における街頭活動の実施 (年4回 春、夏、秋、年末)
- (2) 高茶屋地区安全フェスティバルの開催 (5月)
- (3) 障がい者安全運転競技大会への支援 (9月)
- (4) 近隣幼稚園・小・中学校・高校生徒に対する交通安全教室の開催
- (5) 各種事業所社員に対する安全運転指導
- (6) 各種学校、福祉施設、老人クラブ等への講師派遣

を推進することとする。

第5 会員加入促進事業

1 適正な会員管理システムの推進

会員管理システムについては、今後もより効果的かつ迅速な運用を図り、更なる完成度の高いシステムの構築に努める。(平成27年度に再リース契約を締結)

2 会員加入促進対策の推進

運転者会員及び賛助会員の加入促進を図るため、平成29年4月3日から同年5月31日までの間、全職員対象の提案制度によるアイデア募集を行い、寄せられた159件の提言を17項目に分類し、ゼロプロジェクト等において検討を重ねているが、そのアイデア実現に努めていく。

また、賛助会員加入促進対策として各地区安全大会プログラムに賛助会員名簿を掲載するとともに、平成29年6月22日から当協会ホームページ内に「賛助会員サイト」を開設しているが、今後も引き続き賛助会員の社会貢献を効果的にアピールし、会員拡大を図っていくこととする。

更に、

- ・ 交通安全協会の諸活動を広く県民に周知するため、マスメディア、市町広報誌等を活用した広報を推進するとともに、当協会機関誌「交通安全みえ」や「各地区安協だより」及び「会員加入促進広報チラシ」により諸活動を紹介していく。
- ・ 「会員の店」制度を魅力あるものとするため、協賛店の拡充に努める。また、当協会ホームページ内の「会員の店サイト」等の充実により利用者数の拡大を図っていく。
- ・ 「窓口対応マニュアル」、「運転者会員つなぎ止め施策」により各窓口における応接技術の向上を図るとともに、研修会を開催して職員の意識改革と資質向上に努めていく。
- ・ 各種イベント・会合等あらゆる機会を通じて、運転者会員及び賛助会員の加入促進活動を推進する。
- ・ 盲導犬募金活動、交通安全俳句・川柳作品コンクール事業等のほか、創意工夫を凝らした活動を展開し、県民に対して交通安全協会の活動を効果的に広報する。
- ・ 県下自動車教習所に協力を求め、新規運転取得者への「会員加入促進広報チラシ」の配布を依頼する。等について取り組む。

3 プロジェクトの継続運用

平成28年7月に設置した「三重県交通安全協会ゼロプロジェクト」を、平成30年度も継続して運用することにより、運転者会員及び賛助会員の加入促進を図るほか、正規職員の定年延長問題、組織の将来構想等、本会の各種課題解消を目的として運用を図ることとする。

第6 会議等

1 会議

(1) 三重県交通安全協会主催による会議

- 県下地区事務局長会議・・・4月23日(月) プラザ洞津
- 監査会(平成29年度)・・・5月25日(金) 自動車学校
- 第21回理事会・・・6月8日(金) プラザ洞津
- 第12回評議員会・第22回理事会・・・6月25日(月) ホテルグリーンパーク津
- 県下全職員研修会・・・10月13日(土) 運転免許センター
- 第23回理事会・・・11月5日(月) ホテルグリーンパーク津
- 第13回評議員会・第24回理事会・・・平成31年3月上旬・場所未定

(2) 全日本交通安全協会主催による会議

- 都道府県安協専務理事等会議・・・3月20日(火) 東京・アルカディア市ヶ谷
- 平成30年度定時評議員会・・・6月22日(金) 東京・アルカディア市ヶ谷

(3) 中部交通安全協会協議会主催による会議

- 平成30年度総会・・・7月12日(木) 三重・四日市都ホテル
- 事務局長会議・・・平成30年11月 富山県開催

2 教養研修等

(1) 採用時教養研修

当協会の職員として職務を遂行するために必要な「組織及び各部門の業務内容」、「当協会の現状と課題」についての基本的な訓育・指示を行い、即戦力となる人材育成に努めることとする。

(2) 昇任時教養研修

職員昇任・登用選考合格者を対象に、「当協会の現状と課題」や「職員としての心構え」等を内容とする全体訓育のほか、「職責の自覚」や「業務推進上の配慮事項」等について職階別に研修を行って、より深く幅広い知識の研鑽を目的とする。

更には、部外講師を招へいし、顧客満足度向上と職場活性化実現のため、より実務に即したコミュニケーション力アップ等を図り、今後の組織運営を担う人材育成に努めることとする。

(3) 全職員研修会

全職員を対象に、職員の資質向上及び業務に対する更なる理解と各所属・各地区間の意志統一を目的とするほか、所属におけるチーム力アップやコミュニケーション力向上に関する研修を実施して、職員間の連帯感・一体感の醸成を図ることとする。

(4) 女性部研修会の開催

女性部員のスキルアップを図るため、各地区女性部員との情報の共有化を図るとともに、交通安全指導要領に基づく実技指導を実施する。

(5) 交通モニター専門員会議の開催

交通情勢に関する情報の共有化を図るとともに、交通事故防止対策上の諸問題を討議するほか、交通安全に関する提案等について意見交換を行う。

警察、行政機関との連絡会議による交通事故多発地点の道路改良等について意見交換を行う。

3 各種団体・事業所等との良好な関係の保持と緊密な連携活動

三重県交通対策協議会、三重県地域交通安全活動推進委員協議会をはじめ、日本自動車販売協会連合会三重県支部（三重県自動車販売協会）、全国軽自動車協会連合会三重事務所（三重県軽自動車協会）、三重県自動車会議所、三重県自転車協同組合、三重県自家用自動車協会、三重県安全運転管理協議会、三重県二輪車普及安全協会など、交通安全に関係する機関・団体等との良好な関係維持に努め、相互の協力・支援活動を積極的に推進する。

別表1

地区名	独自の重点施策
桑名	<ul style="list-style-type: none"> ○女性部活動の拡大・強化による交通事故防止活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者宅訪問活動による反射材の装着及び活用方法の指導 ・ 小学校、幼稚園、保育園における紙芝居・視聴覚機材・模擬交差点を用いた交通安全教室の開催 ・ 地域フェスタ会場等での交通安全啓発活動 ○高齢者等交通弱者の交通事故防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動強化日における広報啓発 ・ 大型店舗広報啓発、地域イベント等における反射材の装着・活用指導 ・ 老人クラブ等をはじめ高齢者の集まる会合等における交通安全広報啓発 ○免許窓口事務の親切な対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手の立場に立った丁寧な対応と会員加入の推進
いなべ	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全意識の高揚 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人クラブ等における交通安全教室の実施 ・ 高齢者宅訪問活動による反射材の活用促進に向けた啓発活動の実施 ・ 女性部会を中心とした保育園・幼稚園等における交通安全教室の実施 ・ 乳幼児の保護者に対するチャイルドシートの着用推進活動の実施 ・ 中・高生に対する交通安全意識高揚に向けた啓発活動の実施 ○飲酒運転根絶に向けた活動 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察と連携したハンドルキーパー運動等の促進 ○交通環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 各支部等によるカーブミラーの清掃等交通事故抑止に向けた環境整備活動等の実施
四日市北	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全マインドの高揚と交通事故防止活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚（保育）園・小学校における参加型交通安全教室の開催 ・ 中・高生に対する体験・実践型交通安全活動の推進 ・ 高齢者交通安全アドバイザーと協働した訪問活動の推進と反射材等の効果的な取付け指導 ・ 交通社会的弱者である障がい者等の交通安全対策の強化 ・ 次世代ドライバーとなる者に対する交通安全協会の活動に共感し参加できる施策の推進 ○女性部活動の拡大・強化による交通事故防止活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学童保育所等訪問による体験型交通安全教室の開催 ・ 高齢者福祉施設等訪問による体験型交通安全教室の開催
四日市南	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者交通安全アドバイザーや女性部の活動の拡大・強化による交通事故防止活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者宅への訪問活動によるチラシや反射材の配布 ・ 幼稚園、保育園においての人形劇や大型紙芝居等による交通安全教室 ○中・高生の交通マインドの高揚と交通安全協会の活動に共感し参加できる施策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全モデル校の設定 ・ 生徒参加型の交通安全活動の推進 ○交通社会の弱者である高齢者への交通安全対策活動の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人クラブ（街角カフェ等）等との連携による計画的な交通安全教室の開催 ・ 高齢者福祉施設等への訪問指導の実施
四日市西	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者等交通弱者の交通事故防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ シルバーエイジ交通安全塾の開催 ・ 高齢者交通安全アドバイザーによる高齢者宅訪問の実施 ・ 交通社会弱者である身体障がい者等の交通安全対策の強化
亀山	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもと高齢者の交通事故防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者宅訪問活動による反射材の配布・効果的活用方法及び装着の指導 ・ 幼稚園児、保育園児及び小学校児童を対象に、腹話術、紙芝居や手遊びのほか受講者参加型教材等を使用した交通安全教室の開催 ・ 横断歩道等における歩行者優先の保護に向けた交通安全指導の強化 ・ 各地区老人会、各コミュニティにおける交通安全教室の開催 ・ 地域フェスタ等のイベント会場での交通安全啓発活動

	<p>○中・高生の交通マインドの高揚と交通安全協会の活動に共感し参加できる施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒参加型の交通安全活動の推進 ・ 自転車安全利用対策の強化・高齢者等福祉施設等への訪問指導の実施
鈴鹿	<p>○女性部活動の拡大・強化による交通事故防止活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者宅訪問活動による反射材の取付け・不用品バザー等の開催 ・ 幼稚園、保育園等における交通安全体操・腹話術等による交通安全教室の開催 <p>○中・高生の交通マインドの高揚と交通安全協会の活動に共感し参加できる施策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全モデル校の設定 ・ 生徒参加型の交通安全活動の推進 ・ 次世代のドライバーとなる者への交通安全マインドの高揚 <p>○交通社会的弱者である身体障がい者・高齢者等の交通安全対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障がい者・高齢者関連施設との連携による体験型交通安全教室の実施 ・ 老人クラブ等との計画的な交通安全教室の開催
津	<p>○女性部活動の拡大・強化による交通事故防止活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者宅戸別訪問活動の推進と反射材等の普及促進 ・ チャイルドシート着用モデル幼稚園の指定による交通安全対策の推進 <p>○中・高生の交通マインドの高揚と交通安全協会の活動に共感し参加できる施策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全パイロット中学校制度を活用した交通安全対策の推進 ・ 生徒参加型の交通安全活動の推進 ・ 次世代のドライバーとなる者への交通安全マインドの高揚 <p>○高齢者の交通安全対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者が参集する場所での出前型交通安全教室の開催 ・ 積極的な高齢者宅戸別訪問の推進
津南	<p>○女性部活動の強化による交通事故防止活動と広報活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域のイベントへの積極的な参加による高齢者・子ども等交通弱者への交通安全指導の推進 ・ 毎月の交通安全の日における通学児童生徒への積極的な声かけによる街頭指導の更なる推進 <p>○中・高生の交通マインドの高揚と交通安全協会の活動に共感し参加できる施策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全モデル校の設定 ・ 各種交通安全イベントへの積極的な参加の推進 ・ S・Bデー等における市・警察・自転車組合との連携による通学用自転車点検と交通指導の推進 <p>○高齢者の交通事故防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域フェスタ等の各種イベント会場での交通安全啓発活動の推進 ・ 老人クラブ等への出前講習による反射材着用等の交通安全啓発活動の推進 ・ 夜間、歩行中（自転車乗用中）の高齢者への反射材の直接配布による交通安全指導活動の推進
松阪	<p>○中・高生の交通マインドの高揚と交通安全協会の活動に共感し参加できる施策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全推奨像伝達式を通じた生徒参加の交通安全活動の推進 ・ 自転車利用者に対する道路交通法改正の広報と交通指導 ・ 自転車利用者に対する反射材（反射シール・サイクルリフレクター等）の配布 ・ 次世代のドライバーとなる者への交通安全マインドの高揚 <p>○交通社会的弱者（高齢者）への交通安全対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者宅訪問活動による交通安全指導、反射材の装着及び活用方法の指導 ・ 反射材着用推進モデルクラブ推奨像伝達式を通じた老人クラブへの交通安全指導 ・ 高齢者福祉施設と連携した交通安全教室の開催
大台	<p>○子どもと高齢者の交通事故防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 老人クラブ・高齢者学級での交通安全教室の実施 ・ 反射材着用の推進 ・ 高齢者交通安全杯グランドゴルフ大会の実施 ・ 高齢運転手に対する絵手紙による広報啓発のハガキ発送 ・ 保育園・小学校における交通安全教育の実施 ・ 子ども自転車大会における実技、学科指導 ・ 各種祭における「子ども免許証作成」及びチャイルドシート着用推進

伊 勢	<p>○交通社会的弱者である身体障がい者等の交通安全対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者交通安全アドバイザーによる街頭及び戸別訪問等による交通安全指導 ・ シルバーサポート隊による街頭及び戸別訪問等による事故防止活動 ・ 各地区老人会等に対する交通安全講話の推進 <p>○子どもの交通事故防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新入学児童、園児に対する黄色帽子（ヘルメット）等の贈呈
鳥 羽	<p>○女性部活動の拡大・強化による交通事故防止活動の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、保育所における女性部手作りの資機材や紙芝居等による交通安全教室の実施 ・ チャイルドシート着用推進幼稚園・保育所の指定と親子交通安全教室の実施 ・ 小学校における女性部手作りの資機材による交通安全教室及び自転車教室の実施 ・ 高齢者交通安全アドバイザーによる高齢者宅訪問及び街頭における反射材の取付けと交通安全指導 ・ 高齢者に対する女性部手作りの資機材による交通安全教室の実施
尾 鷲	<p>○女性部活動の拡大・強化による交通事故防止活動の充実</p> <p>○中・高生の交通マインドの高揚と交通安全協会の活動に共感し参加できる施策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全モデル校の設定 ・ 生徒参加型の交通安全活動の推進 ・ 次世代のドライバーとなる者への交通安全マインドの高揚 <p>○高齢者等交通弱者の交通事故防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動強化日における広報啓発 ・ 大型店舗広報啓発、地域イベント等における反射材の装着・活用指導 ・ 老人クラブ等をはじめ高齢者の集まる会合等における交通安全広報啓発
熊 野	<p>○キャッチフレーズ「運転をなめるな・ハンドルを握れば真剣になれ！！」の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標語の浸透による交通事故防止活動の推進 <p>○地域と密着した交通事故防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カーブミラーの清掃など地域住民が求める道路環境整備の強化 ・ 各種イベントなどでの交通安全音頭による交通安全啓発活動の推進 ・ 熊野特産品「めはり寿司」をモチーフにした「左右めはり運転」の広報活動の推進 ・ 世界遺産鬼ヶ城に住居していたとされる「多娥丸」にあやかり「交通安全たかまる」運動の推進 <p>○交通弱者に対する交通事故防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 女性部による幼稚園児等に対する交通安全教室の開催 ・ 高齢者交通安全アドバイザーによる高齢者対策の推進 <p>○来訪者ファーストによる免許事務窓口の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手の立場に立った親切で丁寧な説明による窓口事務の推進
紀 宝	<p>○高齢者等交通弱者の交通事故防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域イベントや会合において啓発活動の実施 ・ 高齢者の交通安全教室の推進 ・ 反射材の着用の推進 ・ 高齢者宅訪問活動による交通安全指導の強化
伊 賀	<p>○子どもと高齢者の交通事故防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、保育園、小学校及び高齢者に対する交通安全教室の開催 ・ 高齢者宅訪問活動による反射材の配布及び取付け等の活用促進 ・ オリジナル施策による交通事故防止活動の実施 ・ 交通安全忍者服の着装による広報啓発活動の実施 ・ 交通安全ミニフェスタやイベント等で「子ども用警察官ミニ制服」を活用し、親・子・孫3世代の交通安全教育の推進 ・ 「交通安全子どもカルタ大会」及び「交通安全子どもグランドゴルフ大会」の実施 <p>○自転車の安全利用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活動強化日を中心に子どもと高齢者に重点をおいた自転車安全利用の広報啓発 ・ 中・高生を対象に自転車点検及び反射材の着用等、安全利用と交通安全指導の実施 <p>○飲酒運転の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署と連携したモデル事業所の指定及びハンドルキーパー運動の推進

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全ミニフェスタやイベント等で飲酒ゴーグルによる飲酒体験や、飲酒運転追放署名運動の実施
名 張	<ul style="list-style-type: none"> ○女性部活動の拡大・強化による交通事故防止活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園、保育園における紙芝居・人形劇、体験型教材を使用した交通安全教室の開催 ・ 高齢者を対象とした反射材の有効性を体感する「参加・体験型」の交通安全教室の開催 ・ 地域フェスタ等の各種イベントへの積極的な参加による広報啓発活動の推進 ○中・高生の交通マインドの高揚と交通安全協会の活動に共感し参加できる施策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車の安全利用に向けた街頭指導及び安全講話による交通安全マインドの醸成 ・ 生徒参加型交通安全活動の推進 ・ 次世代のドライバーとなる者への交通安全意識高揚につながる活動の推進 ○高齢者の交通事故防止対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者交通安全アドバイザーによる訪問指導と反射材着用促進活動の推進 ・ 市民センター等との連携による老人クラブ・高齢者学級等での交通安全教室の開催 ・ 高齢者交通安全の日における街頭指導・広報啓発活動の推進